

○黒部市小規模修繕契約希望者登録制度実施要綱

平成18年 3月31日

黒部市告示第11号

改正 平成30年12月27日告示第108号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する小規模修繕について、市の競争入札参加申請が困難な市内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる修繕)

第2条 この制度の対象となる請負は、黒部市契約規則(平成18年黒部市規則第35号)第44条第6号の規定に基づく随意契約による小規模修繕の請負の契約のうち1件の請負予定金額が50万円未満の契約であり、その内容が軽易であり、かつ、履行の確保が容易であるものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録できる者は、市内に主たる事業所を有する法人又は住所を有する個人のうち、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 成年被後見人、被補佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 黒部市競争入札資格審査申請に基づく資格者として認定されている者(以下「入札参加資格者」という。)
- (3) 登録しようとする業種の修繕を履行するために必要な資格又は免許を有しない者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市の契約の相手方として不適切と認められる者

(登録申請)

第4条 契約希望者として登録(以下「登録」という。)をしようとする者は、小規模修繕契約希望者登録申請書(様式第1号)及び次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 市の納税証明書
- (2) 法人の場合は、商業登録簿謄本及び印鑑証明書
- (3) 個人の場合は、住所及び氏名が確認できる運転免許証、健康保険証その他の氏名及び住所が確認できる書類又はその写し
- (4) 登録しようとする業種の修繕を履行するために必要な資格又は免許を証明する書類の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(登録の期間)

第5条 登録の申請は、定期申請、随時申請及び変更申請とし、それぞれ次に定める期間に申請を行わなければならない。

- (1) 定期申請 2年ごととし、市が定める年度(以下「定期受付年度」という。)の2月1日から同

月末日まで（黒部市の休日を定める条例（平成18年黒部市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。

(2) 随時申請 定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の12月28日まで（休日を除く。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度変更申請を行うものとする。

(1) 登録された者から営業資産等を承継し、営業を継続するとき。

(2) 個人の登録者から法人へ変更となり、営業を継続するとき。

(3) 法人の名称や代表者が変更になったとき。

（登録名簿の登載）

第6条 市長は、第4条第1項の申請書の提出があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、小規模修繕契約者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登載し、不適格と認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

2 登録名簿は、閲覧に供するものとする。

（登録の有効期間）

第7条 登録の有効期間は、定期申請を行った者にあつては定期受付年度の翌年度の4月1日から次の定期受付年度の3月末日までとし、随時受付を行った者にあつては登録者名簿の登録日より次の定期受付年度の3月末日までとする。

2 第5条第2項により申請した者は、変更前の有効期間とする。

（登録事項の変更等）

第8条 登録名簿に登載された者（以下「登録者」という。）は、登録した事項に変更があつたとき、事業を廃止したとき又は登録を辞退しようとするときは、遅滞なく小規模修繕契約希望者登録変更届（様式第2号）又は小規模修繕契約希望者登録辞退届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により業種等の追加及び変更する場合は、第4条第4号に規定する書類を合わせて提出するものとする。

（登録の取消し）

第9条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3条各号のいずれかに該当することとなった場合

(2) 前条に基づく辞退届を提出した場合

(3) 倒産し、又は破産した場合

(4) 受注に関し不正又は不誠実な行為があつた場合

（事業者の選定）

第10条 小規模修繕契約に係る業者の選定は、原則として別表に定める業者選定基準により行うものとする。

する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

附 則（平成30年12月27日告示第108号）

この告示は、公表の日から施行し、平成31年度分の定期申請及び随時申請から適用する。

別表(第10条関係)

業者選定基準

予定価格	30万円以下	30万円超50万円未満
業者選定基準	登録者から選定	登録者及び入札参加資格者から選定

小規模修繕の種類及び具体例

番号	業種	修繕の事例
1	大工	大工、型枠、造作等の修繕
2	左官	左官、モルタル、とぎ出し、洗い出し、吹き付け、ブロック・レンガ積み、タイル張り等の修繕
3	電気	照明設備・器具、受電設備、配電盤設備等の修繕
4	管	冷暖房施設、空調設備、給排水管、給湯設備、厨房設備、水洗便所設備、ガス管配管、ダクト等の修繕
5	板金	板金加工取付、建設板金等の修繕
6	ガラス	ガラス取付等の修繕
7	塗装	塗装、ライニング、路面表示等の修繕
8	屋根	屋根ふき(瓦)等の修繕
9	内装	インテリア、天井仕上、内装間仕切り、カーテン・ブラインド取付け等の修繕
10	建具	サッシ取付け、シャッター取付け、金属製・木製建具取付け、ふすま取付け等の修繕
11	畳	畳張り替え等の修繕

様式第1号（第4条関係）

小規模修繕契約希望者登録申請書

年 月 日

黒部市長 あて

黒部市が発注する小規模修繕について、契約希望者としての登録を申請します。

住所（所在地）	〒 — 黒部市		
フリガナ 商号又は名称			申請・使用印
フリガナ 氏名（代表者氏名）			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

備考

- 1 申請・使用印は、見積書、契約書、請求書等に使用することになります。
- 2 法人の場合は、代表者印を使用してください。
- 3 個人事業主の場合は、実印でなくても差し支えはありませんが、ゴム等の変形しやすい材質のもの又は量販されていて同様の印影があるものは避けてください。

希望業種

番号	登録希望業種	資格又は免許を有する場合は、その種類、名称等
1		
2		
3		
4		
5		

備考

- 1 登録希望業種は、裏面の修繕の種類から5業種以内で選択してください。
- 2 登録希望業種の修繕の履行に際し資格又は免許が必要な業種は、それらを有する場合のみ登録できますので、その種類、名称等を記入し、そのことを証明する書類を提示し、又は当該書類の写しを添付してください。

様式第2号(第8条関係)

小規模修繕契約希望者登録変更届

年 月 日

黒部市長 あて

住所 黒部市

商号又は名称

氏名(代表者氏名)

印

年 月 日付けをもって小規模修繕契約希望者登録申請書を提出いたしましたが、次のとおり登録内容の一部を変更したいので届け出ます。

1 変更内容

変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

2 変更理由

様式第3号(第8条関係)

小規模修繕契約希望者登録辞退届

年 月 日

黒部市長 あて

住所 黒部市

商号又は名称

氏名(代表者氏名)

㊟

年 月 日付けをもって小規模修繕契約希望者登録申請書を提出いたしましたが、登録を辞退いたしますので届け出ます。